最高裁秘書第1703号 平成31年4月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書開示通知書

平成31年3月11日付け(同月12日受付,最高裁秘書第1320号)で申出のありました司法行政文書の開示について,下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成25年7月23日付け刑事局第二課長事務連絡「保釈保証書による代用許可の申出事例等の調査について」(片面で15枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課(文書室) 電話03(3264)5652(直通)

(訟ろー15-A) 平成25年7月23日

高等裁判所事務局長 殿地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 香 川 徹 也

保釈保証書による代用許可の申出事例等の調査について (事務連絡)

全国弁護士協同組合連合会(以下「全弁協」という。)による保釈保証書発行事業の運用開始については、5月9日付け当職事務連絡により、お知らせしたところですが、執務の参考としたいので、本年7月分から当分の間、保釈保証書(以下単に「保証書」という。)による代用許可(刑事訴訟法第94条第3項)の申出及び保釈保証金没取決定(同法第96条第2項。ただし、保釈保証金額の全部又は一部につき、保証書をもって保証金に代えることが許可され、保証書が提出された事件に限る。)について、下記により報告してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお伝えください。

記

- 1 調査対象
  - (1) 調査対象庁
    - (2)の調査対象事件を扱う裁判所すべて(支部及び簡裁を含む。)
  - (2) 調査対象事件 公判請求事件(高等裁判所第一審事件を含む。)及び控訴事件
- 2 調査事項及び方法

別紙様式の調査表に記載の事項を調査し、その結果を別紙の記入要領に従って

調査表に記入する。

#### 3 報告方法

調査対象期間の結果が記入された調査表について、高等裁判所においては本庁 及び管内支部の分、地方裁判所においては本庁並びに管内支部及び簡易裁判所の 分をとりまとめて、以下の報告期限のとおり、直接当課令状事件係にメールによ り送付(件名及び添付ファイル名:「【〇〇地裁(又は高裁)】H〇.〇~〇月分保証 書調査」、例「【東京地裁】H25.7~8月分保証書調査」)して報告する。

なお、該当する事例がない場合には、メール本文にその旨を記載して報告すれば足りる。

(調査対象期間及び報告期限)

平成25年7月から12月までの期間

• 7月. 8月分

9月20日まで

• 9月,10月分

11月20日まで

・11月, 12月分 平成26年 1月20日まで

#### 平成26年1月以降

1月から 3月分 4月20日まで

4月から 6月分 7月20日まで

7月から 9月分 10月20日まで

・10月から12月分 翌年1月20日まで

#### 記入要領

1 調査対象期間及び庁名の記入

別紙様式第1に調査対象期間及び庁名を記入する。別紙様式第2には、別紙様式第1に入力した内容が反映されるため、記入する必要はない。

- 2 保証書による代用許可の申出に関する調査(別紙様式第1)
  - (1) 記入対象

保証書による代用許可の申出の許否を判断したもの又は取下げのあったもの を記入する。保釈許可請求と同時の申出であるか、保釈許可決定後の申出であ るかを問わない。

(2) 記入単位

勾留状単位で記入する。

同一の被告人について, 勾留状が複数ある場合には, 勾留状ごとに各欄に記入する。

(3) 「申出に対する判断等の年月日」欄

保証書による代用許可の申出に対する判断又は取下げのあった年月日を記入する。

例えば、平成25年7月31日に同申出があり、同年8月1日にその許否を 判断したときは、平成25年8月1日と記入する。

(4) 「公判請求事件等の事件番号」欄,「勾留状記載の罪名」欄

勾留状ごとにそれぞれ,公判請求事件等の事件番号及び勾留状記載の罪名を 記入する。「勾留状記載の罪名」欄について,罪名が長い場合には,特定でき る程度に,適宜略称を用いてよい。

(5) 「申出書に記載の保証書差出人」欄

「全弁協」、「弁護人」、「その他」のリストの中から一つを選択して、入力する。

(6) 「保釈許可請求の結果」欄

「結果」欄に,「保釈許可」,「保釈請求却下」,「取下げ」のリストの中から一つを選択して,入力する。

「保釈許可」の場合には、「保釈保証金額」欄に、保釈保証金額を入力する。 その余の場合には、「保釈保証金額」欄は空欄とする。

(7) 「保証書による代用許可申出の結果」欄

保釈許可決定があった場合にのみ記入する。

「結果」欄に、「保証書代用許可」、「職権発動せず」、「取下げ」のリストの中から一つを選択して、入力する。

保証書の金額の如何を問わず、保証書による代用を許可した場合には、「保証書代用許可」を入力する。

「保証書代用許可」の場合には、「保証書による代用許可金額」欄に金額を入力する。その余の場合には、「保証書による代用許可金額」欄は空欄とする。

(8) 「備考」欄

当該事件の弁護人が私選弁護人のときは、「私選」と入力する。その他、特記すべき事項があれば、記入する。

- 3 保釈保証金没取決定(保釈保証金額の全部又は一部につき、保証書をもって保証金に代えることが許可され、保証書が提出された事件に限る。)に関する調査(別紙様式第2)
  - (1) 記入対象

保釈保証金没取決定をしたものについて記入する。ただし、保釈保証金額の 全部又は一部につき、保証書をもって保証金に代えることが許可され、保証書 が提出された事件に限り記入することとし、現金納付したものや有価証券で代 納したものなどは記入する必要はない。

(2) 記入単位

勾留状単位で記入する。

同一の被告人について、勾留状が複数ある場合には、勾留状ごとに各欄に記 入する。

(3) 「没取決定の年月日」欄 保釈保証金没取決定のあった年月日を記入する。

(4) 「公判請求事件等の事件番号」欄,「勾留状記載の罪名」欄 勾留状ごとにそれぞれ,公判請求事件等の事件番号及び勾留状記載の罪名を 記入する。「勾留状記載の罪名」欄について,罪名が長い場合には,特定でき る程度に、適宜略称を用いてよい。

(5) 「申出書に記載の保証書差出人」欄 「全弁協」,「弁護人」,「その他」のリストの中から一つを選択して,入力する。

(6) 「保釈許可決定の内容」欄

「保釈保証金額」欄及び「保証書による代用許可金額」欄にそれぞれの金額を記入する。

(7) 「保釈保証金没取決定の内容」欄

「没取金額総額」欄に保釈保証金没取決定における没取した金額の総額を, 「うち保証書提出分についての没取金額」欄には,没取した金額の総額のうち, 保証書の代用が許可された保証金額について没取した金額を記入する。

(8) 「備考」欄

当該事件の弁護人が私選弁護人のときは、「私選」と入力する。 その他、特記すべき事項があれば、記入する。

(平成_	_ 年_	月~ _	月分)
•	(庁名)	地方裁判所	支部

1.保証書による代用許可の申出に関する調査(記載単位:勾留状ごと)

	申出に対す	大判断	生の	八割韓少革	<b>进生</b>	の事件番号		di iliabilate de	保釈許可請求	その結果	保証書による代用計	可申出の結果	·
番号							勾留状記載の罪名	申出書に記載の 保証書差出人	枯果	保釈保証金 額	結果	保証書による 代用許可金額	償考
	年	月	日	平成〇〇年	()	.第OO号				<b>A</b>	<u> </u>	代用許可毀職	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1							·				•		
2									<del>,</del>	· .		<u> </u>	
3													
4	<del></del>						<u> </u>					ļ	
5	<del></del>											•	
6	<del></del>												
7				_ :							•		
8							·				<u> </u>		
9				•								<u> </u>	
10												<u> </u>	
11							·						
12													
13							•					<u> </u>	
14	•							·				<u> </u>	
15													
16								•			•		
17													
18						-							
19										<u> </u>			·
20													•
21									<u>.</u>			<u> </u>	
22									·				
23													
24													
25								1					

1		 					<del></del>		 <del></del>	 
26 27									 	
27						•				
28						•		,		
29						• •		•		
30										
31								, ,		_
32										
33	·				•			•		
34	•									
35										
36							·			
37										
38		 								
39 40									 	
40										 
41										
· 42									•	
43										
44										
45									*.= 	
46							1			
47					<u> </u>					 
48										
49										 
50										 
51			•							
52										
53										
54										 
55										
56 57										
57						•			 	
58		·								
59							-			
60										
		 		•				_		

04									r			,	·
61			<u> </u>			<u> </u>				•			
62		ļ			<u> </u>								·
63	<u> </u>		<u>.</u>										
64													
65											<u> </u>		
66													
67	•			•	<u>L</u>								
68													
69							•						
70													
71													
72							•						
73							•						
74											•		
75													
76								•					
77									•			•	
78									_				
79						·	•						
80							• _		•	•			
81													
82	•							·			•		
83				•								• .	
84									•				
85													
86	•								•				
87													
88													
89													
90													
91							•	•					
92												·	<u> </u>
93													
94	•												•
95			,				•						
				·			<del>'</del>	<del>'</del>	·	·		<del></del>	

•											
96	٠.										
97								 			
98	.•			•							
99	·····										
100											
101						<del></del>					
102											
103											
104								 			
105 106								•			
106	-			•				-			•
107	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
108											
109										,	
110								 			•
111	-										
112	-										
113								<u> </u>			
114	-	-				-					
115 116 117								•			
116											
117											
118											
119			•				•				
120							,				
121 122 123					·						
122									•		
123											
124											
125							·	 			
126							•				
127											
128									•		
129											
130			,								

			 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						 		,,
131	•	]				: ·					
132			-								
132 133											
134		•					•				
135	_			•		•				•	
136					•				•		
135 136 137 138										•	
138						:					
139						•	•		 •		
140											
141	•										
142						•					*.
143						•			 		
144						·					
145·			•								
146							•				
147											
148									 		
149											! 
150											·
151			-								
152											·
153							***************************************		 <u> </u>		
154									 		
155						•					
156										<u> </u>	
157						•					
158											
159						•					
160						•					
161									 		
162						·			•		
163											
164	:							·			
165									•		·
			 <del></del>						 ·		

<u> </u>				· · · · · ·	 			ı <del></del>		<u>.</u>	1	
166					•					•		
167										·		
168									•			
169 170 171										,		
170												
171			· i							-		
172 173 174	· · ·							•				
173						•						
174												
175 176 177	····											
176		•										
177						· •						
178 179												
179									-			
180 181												
181						<u> </u>	_					• .
182												
183				-·								
183 184 185 186 187	·				·						<u>. ·</u>	
185												
186												
	·					•				•		
188												
189			<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 					, <del> </del>		
190												
190 191												
192	•						·		•			
193												<u> </u>
194												
195												
196												
197												
196 197 198 199								_				
199										·		
200										•		r:
					 		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<del></del>	<del>'</del>	·	·

(平成	— 年	月~	月分)
	(庁名)	地方裁判所	交部

2.保釈保証金没取決定(保釈保証金額の全部又は一部につき、保証書をもって保証金に代えることが許可され、保証書が提出された事件に限る。)に関する関金 (記載単位:勾留状ごと)

	2/1-17-1	決定の		AL sintāsis de sis	/A-94	·小世/小子具				大定の内容	保积保証金没		
番号				l .		の事件番号	勾留状記載の罪名	申出書に記載の 保証書差出人	保积保証金	保証書による 代用許可金額	没取金额総	うち保証書提 出分について	備考
	、年	月	B	平成〇〇年	()	第〇〇号	·	··	1134		100	の没収金融	
1													
2													
3								· · · · · ·					
4													•
5	,						_						
6								•					
7							-						
8								·					
9													
10												t	
11									·				
12													
13							•						
14				1								·.	
15						·							
16	-				Π			•					
17													
18													
19		T											
20													

## (別紙様式第2)

21				·					•.
22			 						
23				·					
24						•			
25				·					
26				•				-	
27									
28									
29			_						
30							•		
31									 
32									
33		 		·					
34						٠ .			
35									
36									
37									
38									
39									
40				·	•				

(平成 25 年 7 月~ 8 月分)

(广名) 東京 地方裁判所 立川 支部

#### 1.保証書による代用許可の申出に関する調査(記載単位:勾留状ごと)

				八十四年十五				<u> </u>		保釈許可請求	の結果	保証書による代用許	可申出の結果	
番号	申出に対す	の刊期  月		公判請求事 平成〇〇年				勾留状記載の罪名	申出書に記載の保証書差出人	結果	保釈保証金 額	結果	保証書による 代用許可金額	
1	平成25年	7月	18	平成25年				窃盗	全弁協	保釈許可	<b>△△万円</b>	保証書代用許可	00万円	
2	平成25年		10日	平成25年				百印私文書偽造, 同行使	弁護人	保釈請求却下		•		
3	平成25年	7月	20日	平成25年	(tr)	第220号	-	/ 銃刀法違反	全弁協	保釈許可	△△万円	職権発動せず		
4	平成25年	7月	30日	平成25年	(tr)	第230号		定せい剤取締法違反	全弁協	保釈許可	<b>Δ</b> Δ万円	保証書代用許可	〇〇万円	
5	平成25年	7月	30日	平成25年	(5)	第240号		大麻取締法遠反	全弁協	保釈許可	<b>△△万円</b>	保証書代用許可	〇〇万円	
6	平成25年	8月	1日	平成25年	(tr)	第250号	$\Box$ //	/麻薬特例法違反	その他	保釈請求却下				
7	平成25年	8月	11日	平成25年	(tr)	第260号	7/	横領	弁護人	保釈許可	△△万円	保証書代用許可	〇〇万円	私選
8	平成25年	8月	21日	平成25年	(tr)	第270号	17 <i>[7]</i>	強制わいせつ	全弁協 .	取下げ		_		
9	平成25年	8月	31日	平成25年	(tr)	第280号	7 / [	<b>廃棄物処理法違反</b>	全弁協	保釈許可	△△万円	取下げ	1	当該事件の弁護人が私選弁
10	,					- 罪名は適		出いて	-				1	度人のときは、「私選」と記入 「る。
11						もよい。	H MO 1111 C	L/no·C			•			
12														
13													•	
14														
15												i		
16														
17														
18											<u> </u>			
19						·					<u> </u>			
20														

(平成<u>25</u>年<u>7</u>月~ <u>8</u>月分)

(庁名) 東京 地方裁判所 立川 支部

2.保釈保証金没取決定(保釈保証金額の全部又は一部につき、保証書をもって保証金に代えることが許可され、保証書が提出された事件に限る。)に関する調査(記載単位:勾留状ごと)

	没取法	<b></b> -		人名特里	<b>小</b>	の事件番号			保釈許可認	大定の内容	保釈保証金没	取決定の内容	
番号	年	月	B	平成〇〇年	•		勾留状記載の罪名	申出書に記載の 保証書差出人	保釈保証金	保証書による代用許可金額	没取金額総	うち保証書提 出分についで の没取金額	備 考
	平成25年						o/a sAe	A41#				の及私型観	<u> </u>
<u> </u>			15日	平成25年	_		窃盗	全弁協	<b>△△万円</b>	円式〇〇	●●万円	▲▲万円	
2	平成25年	8月	—	平成25年			覚せい剤取締法違反	弁護人	<b>△△万円</b>	〇〇万円	●●万円	▲▲万円	私選
3	平成25年	8月	20日	平成25年	(f)	第30号	大麻取締法違反	その他	△△万円	〇〇万円	●●万円	▲▲万円	
4					_								当該事件の弁護人が私選弁
5				••									護人のときは、「私選」と記入 する。
6										+			
7													
8							-				-		
9								•		i			
10								•					
11											•		
12													
. 13							•						·
14										1			
15						•							
16													•
17									ļ <del></del>				<del></del>
18	•												
19				· -							•		
20													<del></del>